

平成28年6月20日

第4回倉吉市議会定例会議案（追加）

倉吉市

目 次

議案第75号	財産の無償譲渡について……………	1
陳情第12号	保育士の処遇改善並びに職員配置基準の引き上げの緊急対応と財源確保を 求める意見書提出について……………	追陳1
陳情第13号	地方財政の充実・強化を求める意見書提出について……………	追陳3
陳情第14号	「沖縄の米軍普天間飛行場代替施設建設の早期実現、沖縄米軍基地の整理 縮小及び負担軽減を求める意見書」の撤回を求める陳情……………	追陳6
陳情第15号	倉吉市議会だより発行について……………	追陳9

議案第75号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成28年6月20日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

1 譲渡の目的

倉吉ふれあい会館について、民間事業者のフィギュアミュージアムとしての利用に供し、地域の活性化を図るため。

2 財産の種類

建物 鉄筋コンクリート造 陸屋根 4階建

3 所在地

倉吉市鍛冶町一丁目2971番地2

4 数量

床面積 1568.81平方メートル

5 譲渡条件

平成28年7月1日を譲渡の期日とすること。

平成31年4月1日までに指定用途に供すること。

6 譲渡の相手方

鳥取県倉吉市鍛冶町一丁目2796番地

株式会社 円形劇場

代表取締役 稲嶋正彦

陳情第 12 号

保育士の処遇改善並びに職員配置基準の引き上げの緊急対応と財源確保を求める
意見書提出について

- 1 提出者 鳥取の保育を考える会
会長 石井 由加利
- 2 受理年月日 平成28年5月31日

別紙のとおり陳情書の提出があった。

平成28年6月20日

倉吉市議会議長 高 田 周 儀

2016年5月30日

倉吉市議会
議長 高田周儀 様

鳥取の保育を考える会
会長 石井由加利



【事務局】〒689-0601
鳥取県東伯郡湯梨浜町泊 711
TEL&FAX 0858-34-2719
Email: t-hoiku9@mail2.torichu.ne.jp

保育士の処遇改善並びに職員配置基準の引き上げの緊急対応と 財源確保を求める陳情書

【陳情の趣旨】

1、国に対して「保育士の処遇改善並びに職員配置基準の引き上げの緊急対応と、財源確保を求める意見書」を提出してください。

【理由】

2015年4月、子ども・子育て支援新制度(略:新制度)が施行されました。新制度では、消費税を財源に、保育の「量的拡大」及び「質の改善」をめざすとしていますが、財源確保を含めて未だ十分とはいえません。

5/23 に厚生労働省が公表した「2015年度の合計特殊出生率」では、県内各自治体による子育て支援策の実施により、鳥取県は1.69(前年1.6)で全国4位、上昇幅0.09ポイントは全国2位というものでした。しかし、少子化傾向は進行しているなかで、年度途中での0歳～2歳児の保育所利用の需要は高まり、保育士不足によって、保育所入所希望の受け入れもままならない事態など、様々な問題が生じています。

県内で実際の常勤保育士の賃金は、「全産業平均より11万円低い」と紹介されている額よりさらに低く、手取り11～15万円と生活を支える職業としての選択肢になりえず、保育所での労働時間はすべて子どもの保育時間のため、その日の保育記録・保育計画表の作成・行事などの準備などは、結局サービス残業にならざるを得ません。さらに質向上のための土日研修も加わり、疲れが慢性的に取れずに、子どもに余裕を持って対応できないこともあるのです。子どもの命を預かる責任の重さと専門性に見合う賃金と処遇改善は、現場で働く保育関係者の切なる思いです。

こうした事態を解決するためには、国の責任による保育制度の改善と財源保障が不可欠です。新制度の実施主体である市町村が十分に役割を果たし、「すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図る」とする子ども・子育て支援法の趣旨をふまえた取組みが推進されるよう、国として保育士の処遇改善と配置基準の引き上げを緊急に行い、そのために必要な財源を安定的に確保することが必要です。

つきましては、貴議会より国に対して、「保育士の処遇改善並びに職員配置基準の引き上げの緊急対応と、財源確保を求める意見書」を提出していただきますよう陳情いたします。

陳情第 13 号

地方財政の充実・強化を求める意見書提出について

- 1 提出者 自治労鳥取県本部
執行委員長 西村 裕生 ほか1名
- 2 受理年月日 平成28年6月1日

別紙のとおり陳情書の提出があった。

平成28年6月20日

倉吉市議会議長 高田 周 儀



自治労鳥取発第192号
2016年6月1日

倉吉市議会議長 高田周儀様

(陳情者) 鳥取市南町 505 番地
自治労鳥取県本部
執行委員長 西村裕生



倉吉市葵町 722 番地
倉吉市職員労働組合
執行委員長 仲倉慎



地方財政の充実・強化を求める陳情

〔陳情趣旨〕

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定・実行など、新たな政策課題に直面しています。

東日本大震災の被災地では、全国の自治体から職員派遣を受け、膨大な復興業務にあたっているところです。さらに熊本県を中心に発生した地震でも、自治体職員自ら被災しながら、被災住民の対応に追われていますが、求められる迅速な対応には人員が不足しています。

一方、地方公務員をはじめ、人材が減少する中で、新たなニーズの対応が困難となっており、公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要があります。

こうした状況にもかかわらず、社会保障と地方財政を二大ターゲットとした歳出削減にむけた議論が加速しています。とくに、今年度から開始された「トップランナー方式」の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小が危惧されるものとなっています。「インセンティブ改革」とあわせて、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものです。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面でサポートするのが財政の役割です。しかし、財政再建目標を達成するためだけに、不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

2017年度の政府予算、地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立をめざすことが必要です。このため、政府に次の通り対策を求めるための意見書を提出していただくよう陳情いたします。

〔陳情事項〕

1. 社会保障、被災地復興、環境対策、地域交通対策、人口減対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。
2. 子ども・子育て支援新制度、地域医療構想の策定、地域包括ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。
3. 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止すること（これ以上、拡大しないこと）。
4. 復興交付金、震災復興特別交付税などの復興にかかる財源措置については、復興集中期間終了後の2016年度以降も継続すること。
5. 2015年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。
6. 地域間の財源偏在性の是正のため、地方偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。
7. 各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。
8. 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」「重点課題対応分」および「まち・ひと・しごと創生事業費」については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。
9. 上記の財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換をはかるため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振り替えること。
10. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

〔提出先〕 内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）、経済産業大臣、地方創生担当大臣

陳情第 14 号

「沖縄の米軍普天間飛行場代替施設建設の早期実現、沖縄米軍基地の整理縮小及び負担軽減を求める意見書」の撤回を求める陳情

1 提出者 日本労働組合総連合会鳥取県連合会
会長 本川 博孝

2 受理年月日 平成28年6月7日

別紙のとおり陳情書の提出があった。

平成28年6月20日

倉吉市議会議長 高 田 周 儀

2016年 6月 7日

倉吉市議会議長 高田周儀 様

(陳情者) 鳥取市天神町 30 番地 5
日本労働組合総連合会鳥取県連合会
会長 本川 博



「沖縄の米軍普天間飛行場代替施設建設の早期実現、沖縄米軍基地の整理縮小及び負担軽減を求める意見書」の撤回を求める陳情

〔陳情趣旨〕

2015年12月16日に衆議院議長、参議院議長、総理大臣、防衛大臣宛に提出された「沖縄の米軍普天間飛行場代替施設建設の早期実現、沖縄米軍基地の整理縮小及び負担軽減を求める意見書」については、普天間飛行場の危険性除去を言いながら、一貫して辺野古新基地建設を促進する文脈で貫かれており、以下の点について看過できない内容と言わざるを得ません。

1. 3月16日付受議第946号では、「意見書の提出についての議案は、各議員が意見書の趣旨や内容などを検討し表決した結果、賛成多数により可決したものです。」とありますが、とても、現地沖縄の状況をよく検討したとは考えられず、陳情書の文面のみに基づき、一方的な意見書採択の決定を行ったこと。
2. 名護市久辺3区への振興策に関して、補助金対象地域の恣意的な設定が憲法に定める「平等取扱いの原則」や「地方自治の本旨」に照らして疑義があること。
3. また、名護市を飛び越して地区へ直接補助金を交付する本振興策は、基礎的自治体の自治権を侵害する疑いがあること。
4. この度の埋立承認代執行については係争中であることなど、様々な問題のある状況で、一方の側の立場にたった意見書採択は、国会の議論なく進めている安倍政権の独善的政策に加担することになること。
5. 2006年5月に合意した「再編実施のための日米ロードマップ」では、約8千人の第3海兵機動展開部隊の要員とその家族9千人を、2014年までにグアムに移転すると明記されており、普天間飛行場移設を考えると、国内移設案のみならず、移転先をグアムとする案もあわせて検討すべきであるのに、それを怠ったこと。
6. 米軍施設の整理縮小を検討すべきとしておられますが、沖縄から沖縄に移転することが整理縮小にはならないこと。
7. 受議第946号の回答書では、「議会としての意思を決定し、当該意見書を提出しましたので、これを撤回する必要は無いものと考えます。また、各議員がそれぞれの考えを持っており、質問事項に本市議会の統一した見解を出すことは困難です。」と回答がありました。倉吉市議会として議決した意見書は、言わば倉吉市議会としての統一見解のはずでありながら、その意見書に対しての質問に、倉吉市議会としての明確な見解を持ちえないとは、自己矛盾していること。

以上のことから、前述の「沖縄の米軍普天間飛行場代替施設建設の早期実現、沖縄米軍基地の整理縮小及び負担軽減を求める意見書」については、議会として大きな瑕疵があり、一度撤回し、十分な調査研究し、再度議論をして意見書提出の可否をされるよう陳情するものです。

〔陳情事項〕

1. 地方自治の精神を尊重され、名護市の自治権に十分配慮されること。
2. 沖縄の民意に寄り添い、現地の状況・情勢を十分に調査研究、斟酌されること。
3. 危険な米軍施設の国外退去と、県内移設によらない普天間基地の閉鎖・返還のために、正々堂々と米国政府にもの申されること。
4. そのために、2015年12月16日に衆議院議長、参議院議長、総理大臣、防衛大臣宛に提出された「沖縄の米軍普天間飛行場代替施設建設の早期実現、沖縄米軍基地の整理縮小及び負担軽減を求める意見書」を一旦撤回されること。

以 上

陳情第 15 号

倉吉市議会だより発行について

- 1 提出者 池田 忠勝
- 2 受理年月日 平成28年6月8日

別紙のとおり陳情書の提出があった。

平成28年6月20日

倉吉市議会議長 高 田 周 儀

平成28年 6月 8日

倉吉市議会 議長
高田 周儀 様

陳情書

倉吉市上井397番地の30

池田 忠勝



「倉吉市 市議会だより 発行について」

理由

「市議会だより」はどこでも手に取って読み直すことが出来る文字情報であり議会と倉吉市民の協同社会において不可欠なものです。「市議会だより」第1号が発刊されたのは平成24年の6月で、第2号は9月、第3号は12月、第4号は平成25年の3月、第5号は6月に発刊されていましたが第6号から廃刊されました。「市議会だより」を廃刊されたことは市民に対して「知る権利」を侵害することになり奪うことにもつながると考えています。議会と市民が敬い信頼関係を築いてこそ明日の倉吉市があると信じています。「議会だより」は発刊されず「知らせる責任」を怠ったままで市民の信頼を得ることはありません。

鳥取県には19の地方自治体が存在し、18の地方自治体の議会は「議会だより」は発刊されており倉吉市議会のみが感性的ない歪んだ状態にあると考えています。私は複数の議会事務局を訪問して「議会だより」発刊の理念を聞かせていただきました。当議会では「議会だより」を発刊して「知る権利」「知らせる責任」を果たし、みなさまの理解と協力を賜りたいという観念を抱き「議会だより」は発刊しており、これからも発刊しますと話されました。

議会だよりは編集が大変な作業と聞きます。一人、議会だより担当の職員を採用して頂いて、ぜひ「議会だより」の再発行を遂行していただきたい旨を陳情致します。

この案件は議会運営委員会で討議していただき議題に取りあげ本会議で賛否の決を執っていただくことをお願いします。

謹白

